

就学前の障害児の発達支援の無償化に係る Q&A(令和元年9月2日付)

Q1: 無償化について、どのような施設が対象となりますか。

A1: 児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援を行う事業所、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設(※)が無償化の対象となります。また、基準該当児童発達支援事業所及び共生型の特例により指定を受けた児童発達支援事業所も対象となります。(※)障害児入所支援を行う指定発達支援医療機関についても同様の扱いとします。

Q2: 無償化となる具体的な時期と終了時期はどのようになりますか。

A2: 3歳になった年度の翌年度の4月1日から開始し、小学校就学で終了となります。

(例1)平成28年(2016年)9月30日生まれの場合

無償化対象となるのは、令和2年(2020年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで。

(例2)平成29年(2017年)4月2日生まれの場合

無償化対象となるのは、令和3年(2021年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日まで。

Q3: 現在は非課税世帯から措置されている児童にも徴収金が発生していますが、措置児童についても無償化の対象となり、徴収金を徴収しないこととなりますか。

また、非課税世帯の3歳未満の措置児童についても、新たに無償化の対象となりますか。

A3: 措置児童についても無償化の対象児童となります。

今般の無償化に伴い、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について(平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知)」及び「やむを得ない事由による措置(障害児通所支援)を行った場合の単価等の取扱いについて(平成24年6月25日障障発0625第1号障害福祉課長通知)」を改正し、食費・日用品費等の実費負担に相当する額を除き、徴収金を徴収しないこととする予定です。

なお、徴収金基準額を上限とした実費負担分を徴収するかどうかの判断については、従来の徴収金の取扱いと同様、支給決定自治体が行います。

また、市町村民税非課税世帯から措置されている3歳未満の児童についても同様です。

Q4: 無償化において、対象外となる費用はありますか。

A4: 食事の提供に要する費用や日用品費等、これまでも実費負担とされていた費用については、無償化の対象外です。

また、医療型児童発達支援センターや医療型障害児入所施設等で提供される治療に係る費用(肢体不自由児通所医療費及び障害児入所医療費)も、無償化の対象外です。

Q5: 就学前の障害児の発達支援のみを利用する場合、保護者が就労していないと無償化されないのでしょうか。

A5: 保護者が就労していない場合についても、無償化の対象となります。

Q6: 就学前の障害児の発達支援と認可外保育施設を併行通園している場合、両方とも無償化の対象になりますか。

A6: 就学前の障害児の発達支援は無償化の対象となります。

これに加えて、認可外保育施設についても、保育の必要性があると認定された場合、無償化の対象（上限額は認可保育所における保育料の全国平均額（3歳から5歳までの場合、月額 3.7 万円）となります。

Q7: 学校教育法第 18 条に基づく就学猶予（免除）の対象となった児童についても、無償化の対象になりますか。

また、その場合に6歳になっても就学猶予（免除）の対象となっている場合は、無償化対象児童になるということでしょうか。

A7: 就学猶予（免除）の対象となった児童についても、年齢にかかわらず、小学校就学の始期に達するまでの間においては、無償化の対象となります。

Q8: 3歳になった翌年度の4月1日から小学校就学までの間にある障害児に対して行われる日中一時支援等の地域生活支援事業に係る利用者負担も、無償化の対象になりますか。

A8: 日中一時支援等の地域生活支援事業の内容は実施主体に裁量が委ねられており、「障害児の発達支援」と同様の便宜を供与するものとはいえないことから、就学前の障害児の発達支援の無償化の対象範囲に日中一時支援等の地域生活支援事業は含まれません。

なお、地域生活支援事業における利用者負担は、実施主体の判断によるものとしており、従来より自治体独自に無料として扱うことを妨げるものではありません。

Q9: 事業者の請求事務について、国民健康保険団体連合会への請求方法はどのようにですか。

A9: 多子軽減（第3子以降）の請求と同様に、請求明細書の「利用者負担額②」の項目に、「0」円を設定して請求します。